

大和市告示第70号

大和市ホームドア等設置促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市ホームドア等設置促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に存する鉄道駅のプラットホームにおいて、旅客の転落及び列車との接触を防止し、安全かつ安定的な輸送の確保による利便性向上を図るため、鉄道事業者が行うホームドア等の設置に要する費用の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 鉄道事業者 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条の規定に基づき、国土交通大臣の許可を受けて鉄道事業を經營する者をいう。
- (2) ホームドア等 ホームドア又は可動式ホーム柵をいう。

(補助事業及び補助対象経費)

第3条 補助事業は、市内に存する鉄道駅において、鉄道事業者がプラットホーム上にホームドア等を設置する事業とする。

2 補助対象経費は、ホームドア等の購入及び設置並びに設置に係る付帯工事に要する経費とし、プラットホームの補強工事に係る経費等は含まないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に12分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を上限とする。

(事前整備計画書の提出)

第5条 申請者は、原則としてホームドア等の設置及び設置に係る付帯工事（以下「設置工事」という。）に着手することを予定している年度の前年度6月末日までに、ホームドア等設置促進事業事前整備計画書に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 概略設計図面（平面図等）

- (2) 工事費概算見積書
- (3) 工期（工程）が分かる書類
- （補助金の交付申請）

第6条 申請者は、設置工事に着手するときは、あらかじめホームドア等設置促進事業費補助金交付申請書に次に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) ホームドア等設置促進事業に係る補助事業（変更）計画書
- (2) ホームドア等設置促進事業収支予算書
- (3) 工事関係図面一式
- (4) 工事費等見積書
- (5) 工事に関する仕様書
- (6) その他市長が特に必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による申請を行うに当たり、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査した上、適当と認めるものにつき補助金の交付を決定し、ホームドア等設置促進事業費補助金交付決定通知書（単年度・債務負担行為）により補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知があった場合において、当該補助金の交付の決定内容又は交付条件に不服があるときは、通知があった日から起算して10日以内に書面により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（計画変更、事業の中止等）

第9条 補助事業者は、第7条第1項の規定による通知があった後に、補助事業の内容に変更が生じたときは、速やかにホームドア等設置促進事業に係る補助事業変更承認申請書に次に掲げる書

類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 変更の内容及び理由を証する書類

(2) 当該補助事業に係る第6条第1項第1号から第6号までに規定する書類

2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止するときは、あらかじめホームドア等設置促進事業に係る補助事業中止・廃止承認申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 中止又は廃止の理由を証する書類

(2) 当該補助事業に係る第6条第1項第1号から第6号までに規定する書類

3 市長は、前2項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるものにつき、ホームドア等設置促進事業に係る補助事業（変更・中止・廃止）承認通知書により補助事業者へ通知するものとする。

（調査に対する報告等）

第10条 補助事業者は、規則第7条の規定による調査に係る報告を求められたときは、ホームドア等設置促進事業状況報告書（次項において「状況報告書」という。）に補助事業の執行状況等が分かる書類を添えて、市長に報告するものとする。

2 補助事業者は、補助事業が当初の事業期間内に完了しない見込みがあるときは、状況報告書にその理由を付して、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

（完了届及び実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、ホームドア等設置促進事業完了届に次に掲げる図書を添えて、市長に届け出なければならない。

(1) ホームドア等設置促進事業収支計算報告書

(2) 検査済証又はこれに類する書類の写し

(3) 工事費等の精算に関する書類（領収書等）

(4) 入札の結果が分かる書類又は見積書の写し

(5) 工事完成写真

(6) 事業の完了を証するために必要な書類

(7) その他市長が特に必要と認める書類

2 補助事業の事業期間が複数年度にわたる場合において、補助事業の一部が完了しているときは、市長が別に定める日までに、ホームドア等設置促進事業終了実績報告書に次に掲げる図書を添えて、市長に報告することができる。

- (1) ホームドア等設置促進事業に係る補助事業年度終了実績表
- (2) 当該補助事業に係る前項第2号から第4号までに規定する書類
- (3) 補助事業の一部が完了していることを証するために必要な書類
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

3 補助事業者は、前2項の規定による届出又は報告を行うに当たり、消費税等仕入控除税額が明らかであるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額した上で、申請しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条第1項に規定する届出があったときは、その内容を審査の上、交付の決定内容及び交付条件に適合すると認めるものにつき、交付すべき補助金の額を確定し、ホームドア等設置促進事業完了検査済及び補助金額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、正当と認めるものにつき、交付すべき補助金の額を確定し、ホームドア等設置促進事業出来高検査済及び補助金額決定通知書により補助事業者へ通知することができる。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後、ホームドア等設置促進事業費補助金交付請求書を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 第6条第2項ただし書による申請がなされた場合にあっては、第11条の書類を提出した後、消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合は、消費税等仕入控除税額報告書により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による報告の後、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(取得財産等の整理)

第15条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に関する特別の帳簿を備え、かつ、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(取得財産等の管理及び処分)

第16条 補助事業者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等の管理方法等について市長が協議を求めた場合は、これに応じなければならない。

- 3 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める取得財産等に係る耐用年数の期間（以下「省令に定める期間」という。）又はそれに準ずるものと認められる期間内に、取得財産等を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- 4 補助事業者は、前項の期間内に第1条に規定する趣旨に反することなく財産の処分をしようとするときは、あらかじめホームドア等設置促進事業に係る財産処分協議申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。
- 5 市長は、前項に規定する提出があったときは、提出があった日から30日以内に財産の処分の可否について申請者に通知するものとする。この場合において、補助事業者が財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を返還させることができる。

（帳簿等の保存）

第17条 補助事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、省令に定める期間保存しなければならない。

- (1) 取得財産等の得喪に関する書類
- (2) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料

（補助金に係る経理等）

第18条 補助事業者は、補助対象経費に係る補助金の収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から10年間保存するものとする。

（様式）

第19条 この要綱で使用する様式は別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第 19 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	ホームドア等設置促進事業事前整備計画書	第 5 条
第 2 号様式	ホームドア等設置促進事業費補助金交付申請書	第 6 条
第 3 号様式	ホームドア等設置促進事業に係る補助事業（変更）計画書	第 6 条及び第 9 条
第 4 号様式	ホームドア等設置促進事業収支予算書	第 6 条及び第 9 条
第 5 号様式	ホームドア等設置促進事業費補助金交付決定通知書（単年度・債務負担行為）	第 7 条
第 6 号様式	ホームドア等設置促進事業に係る補助事業変更承認申請書	第 9 条
第 7 号様式	ホームドア等設置促進事業に係る補助事業中止・廃止承認申請書	第 9 条
第 8 号様式	ホームドア等設置促進事業に係る補助事業（変更・中止・廃止）承認通知書	第 9 条
第 9 号様式	ホームドア等設置促進事業状況報告書	第 10 条
第 10 号様式	ホームドア等設置促進事業完了届	第 11 条
第 11 号様式	ホームドア等設置促進事業収支計算報告書	第 11 条
第 12 号様式	ホームドア等設置促進事業終了実績報告書	第 11 条
第 13 号様式	ホームドア等設置促進事業に係る補助事業年度終了実績表	第 11 条
第 14 号様式	ホームドア等設置促進事業完了検査済及び補助金額確定通知書	第 12 条
第 15 号様式	ホームドア等設置促進事業出来高検査済及び補助金額決定通知書	第 12 条
第 16 号様式	ホームドア等設置促進事業費補助金交付請求書	第 13 条
第 17 号様式	消費税等仕入控除税額報告書	第 14 条
第 18 号様式	ホームドア等設置促進事業に係る財産処分協議申請書	第 16 条